議員提出議案第2号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第 13条の規定により提出いたします。

平成24年12月10日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

ッ 東 正 則

ル 松 川 正二郎

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第124条第1項」を「第131条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

川崎市議会会議規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制 定するものである。